

令和5年度第4回

# 南国市農業委員会議事録

令和5年7月7日（金）

令和5年度第4回農業委員会議事録

日 時 令和5年7月7日（金） 午後1時30分～午後2時45分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題 （1）農地法第3条の規定による許可申請の件

（2）農地法第5条の規定による許可申請の件

（3）南国市農用地利用集積計画の件

（4）農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について

（5）相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件

議題外 （1）農地法第3条の3の規定による届出の件

（2）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

（3）使用貸借の合意解約通知の件

（4）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

（5）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

（6）非農地証明願いの件

出席者（農業委員 15名）

会長 濱田 好典	第一副会長 池 正人	第二副会長 鈴木 郁馬	
1番 金田 善充	2番 山本 修平	4番 杉本 和繁	5番 高芝 澄生
6番 末政 隆一	8番 武市 忠雄	11番 植野 永子	12番 松岡 清
15番 山本 桂	16番 平田 修三	18番 田岡 崇	19番 森尾 晴代

欠席者（農業委員 4名）

7番 楠瀬 理枝	13番 今井 まち	14番 離田 理佳	17番 垣内 育男
----------	-----------	-----------	-----------

出席者（農地利用最適化推進委員 12名）

1番 西本 良平	2番 斎藤 喜美子	5番 和泉 依	6番 門田 理博
7番 利岡 邦彦	9番 武市 憲雄	10番 北原 章吾	11番 山北 泰司
12番 北村 一弘	13番 武内 俊暁	16番 橋詰 昌明	17番 井上 丈夫

欠席者（農地利用最適化推進委員 5名）

3番 門田 俊一	4番 篠 和幸	8番 西岡 祐三	14番 中村 和雅
15番 岡田 廣志			

出席職員

事務局長 弘田 明平	次長兼係長 清岡 さゆり
------------	--------------

議事録署名委員

1番 金田 善充	2番 山本 修平
----------	----------

会長	<p>ただいまから第4回定例総会を始めます。議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和5年7月7日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数17件、申請受理面積、田 21,873.00 m<sup>2</sup>、畑 3,388.52 m<sup>2</sup>、計 25,261.52 m<sup>2</sup>。まず初めに受付番号39号から41号は田岡委員が代理申請人となっておりますので先に審議を行います。議事参与の制限につき退室をお願いします。</p> <p>(田岡委員 退室)</p> <p>事務局説明をお願いします。</p> <p>議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書7ページ、8ページにあります受付番号43号と44号ですが、前日までに審議に必要な書類が整いませんでしたので、審議不要となりました。取り下げはせず、申請書類は返却せずに補正中の取り扱いになりました。よって、この2件分を減じる変更をさせてください。議案書3ページに戻りまして、申請受理件数は外16件から外14件になります。また、受理面積は田 21,873 m<sup>2</sup>から 19,948 m<sup>2</sup>になります。計 25,261.52 m<sup>2</sup>とあるのは、23336.52 m<sup>2</sup>になります。差し替えが間に合わず申し訳ありませんが、修正をよろしくお願いいたします。</p> <p>受付番号39号です。譲受人は77歳。申請地は、篠原の田、2筆で計 906 m<sup>2</sup>、現在所有している農地を売却することになったため、代替地として取得する、売買による所有権移転です。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は55年です。農作業には本人と子が従事しています。取得後も、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。39号については以上です。</p> <p>受付番号40号です。譲受人は60歳。申請地は、篠原の田 710 m<sup>2</sup>、売買による所有権移転で、譲渡人からの要望で、また退職後に就農するために取得するものです。譲受人に経営農地はなく、今回が初めての農地取得となります。譲受人は、現在機械を所有しておりませんので、田植えや刈り取りなどは作業委託をします。また農作業歴はないため、作業委託者に営農指導を受けながら耕作します。農作業には本人と妻が従事します。取得後も、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。40号は以上です。</p> <p>受付番号41号です。譲受人は79歳。申請地は、八京の田畑2筆で、計 402 m<sup>2</sup>、売買による所有権移転で、自宅に近く耕作に便利であるため取得するものです。譲受人に経営農地はなく、今回が初めての農地取得となります。譲受人は、現在機械を所有しておりませんので、必要に応じ作業委託をします。また農作業歴はないため、譲受人などから営農指導を受けながら耕作します。農作業には本人が従事します。取得後は、野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。41号は以上です。</p> <p>事務局より説明がありました。ご質問ご意見はございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでし</p>
----	---

	<p>ようか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)</p> <p>はい。そのように取扱いをいたします。</p> <p>(田岡委員 入室)</p> <p>事務局、残りをお願いします。</p>
清岡次長	<p>議案書4ページをご覧ください。受付番号29号と30号は譲受人が同じため、まとめて説明いたします。譲受人は39歳。申請地は、比江の田29号が798m<sup>2</sup>、30号が905m<sup>2</sup>で、売買による所有権移転で、申請地は譲受人の勤務地の隣地で、耕作に便利であるため取得するものです。譲受人は、南国市では今回が初めての農地取得となります。香南市では農地を所有しております、約10年前から水稻や果樹を栽培しています。トラクターを所有しておりますが、田植え機などは所有しておりませんのでリースをします。農作業には本人と妻が従事します。取得後は水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。29号、30号については以上です。</p> <p>受付番号31号です。譲受人は41歳。申請地は、田村の田4筆で、計3,228m<sup>2</sup>、売買による所有権移転で、近くで農機具屋を営んでおり、勤務地に近く耕作に便利であるため取得するものです。譲受人に経営農地はなく、今回が初めての農地取得となります。譲受人は、以前から申請地を借りて耕作しており、トラクターなどを所有、農作業歴は1年です。農作業には本人が従事します。取得後も、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。31号は以上です。</p> <p>受付番号32号です。譲受人は49歳。申請地は、中谷の田畠、11筆で計4,761m<sup>2</sup>、贈与による所有権移転です。譲渡人である祖母が高齢であるため、経営移譲を受け、贈与により取得するものです。譲受人に経営農地はなく、今回が初めての農地取得となります。譲受人は、以前から譲渡人とともに申請地を耕作しています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は30年です。農作業には本人と子が従事しています。取得後は、これまで同様に柚子を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。32号は以上です。</p> <p>受付番号33号です。譲受人は79歳。申請地は、浜改田の田、2筆で計1,890m<sup>2</sup>、売買による所有権移転で、譲渡人から売買の話があり、自作地にも近く耕作に便利であり、規模拡大するため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人はトラクターなどを所有、農作業歴は59年です。農作業には本人と妻と子が従事しています。取得後も、これまで通り水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。33号については以上です。</p> <p>受付番号34号です。譲受人は69歳。申請地は、植田と領石の田畠、7筆で計3,852m<sup>2</sup>、贈与による所有権移転です。譲渡人である父が高齢であるため、贈与により取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人と父が従事しています。取得後も、これまで同様に水稻、野菜、果樹を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。34号は以上です。</p>

議案書6ページ、受付番号35号です。譲受人は38歳。申請地は、甘枝の田、1,011m<sup>2</sup>で、贈与による所有権移転です。譲渡人である叔父が高齢で後継者もいなかったため、贈与により取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人はトラクターなどを所有、農作業歴は20年です。農作業には本人と父と母が従事しています。取得後も、これまで通りぶどうを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。35号については以上です。

受付番号36号です。譲受人は71歳。申請地は、稻生の田畠、3筆で計2437.52m<sup>2</sup>、売買による所有権移転です。譲渡人である県外在住の弟からの要望で、自宅に近く耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、草刈り機などは所有しておりますが、機械は所有していないため、田植えや刈取りは作業委託します。農作業歴は60年で、農作業には本人と妻が従事しています。取得後も、これまで同様に水稻、レタス、果樹を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。36号は以上です。

受付番号37号と38号は譲受人が同じため、まとめて説明します。譲受人は72歳。申請地は、37号が伊達野の畠、314m<sup>2</sup>、38号が同じく伊達野の畠、283m<sup>2</sup>で、贈与と売買による所有権移転です。県外に居住する37号の譲渡人からの要望で取得するもので、一体利用に便利であるため38号も併せて取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、草刈り機など管理機を所有しております、農作業歴は3年です。農作業には本人と子が従事しています。取得後も、これまで同様に柿や小夏などの果樹を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。37号、38号は以上です。

受付番号42号です。譲受人は73歳。申請地は、久礼田の田460m<sup>2</sup>、売買による所有権移転です。譲受人に経営農地はなく、今回が初めての農地取得となります。譲受人は、耕うん機などを所有しています。農作業歴は以前から申請地を借りて耕作しており、10年です。農作業には本人と妻が従事します。取得後は、イチジクを栽培するため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。42号は以上です。

議案書8ページ、受付番号45号です。譲受人は81歳。申請地は、立田の田畠5筆で計1,379m<sup>2</sup>、売買による所有権移転で、譲受人から売買の話があり、また自宅にも比較的近く耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人はトラクターなどを所有、農作業歴は20年です。譲受人は、現在機械を所有していませんので、田植えや刈取りは作業委託します。農作業歴は28年で、農作業には本人と妻が従事します。取得後は、これまで同様に水稻と柿を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。45号は以上です。

なお、現地確認の担当委員からは、すべての案件について、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上ご審議よろしくお願ひします。

事務局より説明がありました。ご質問ご意見はございませんか？

(質問・意見なし)

会長

ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。そのように取扱いをいたします。続きまして議案第2号、まず初めに申請の取下げがありましたので議案書の差し替えがございます。差し替え資料をお手元にご用意ください。農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和5年6月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数4件。申請受理面積、田14,883m<sup>2</sup>、畑0m<sup>2</sup>、計14,883m<sup>2</sup>。まず初めに受付番号3号は田岡委員が代理申請人となっておりますので先に審議を行います。議事参与の制限につき退室をお願いします。

(田岡委員 退室)

事務局説明をお願いします。

弘田局長

受付番号18号です。議案書は差し替え分、別紙位置図は18ページです。申請地は篠原の田20筆計13,982m<sup>2</sup>、所有権の移転により配送場や工場等への転用です。この案件は議案書の通り3社の法人が連盟で申請する形となっており、これは都市計画法の地区計画という要件を満たすためです。申請地の選定理由は東道路から近く交通至便で業務の効率化を図ることができるため、とのことです。申請地の農地区分については、土佐電交通小笠通りから概ね300m以内の農地にあるため第3種農地に該当し立地基準を満たすものと考えます。続いて土地利用計画図の説明に移ります。別紙19ページをお願いします。第1事業地に●●、第2事業地に●●、第3事業地に●●が配置される計画となっております。その他の細かい配置については図をご確認ください。造成計画については、最大1m嵩上げ、整地計画については建物、緑地、調整池を除きアスファルト舗装、進入計画については申請地北側の市道から。排水計画については、雨水は敷地南東角と南西角に新設する排水溝から、敷地南にある市道側溝及び、敷地南にある●●所有の水路に排水、汚水は浄化槽を経由し雨水同様、敷地南にある市道側溝及び、敷地南にある●●所有の水路に排水する計画で、●●から排水問題ない旨の同意書、地元総代からの排水に問題ない旨の意見書の提出があり、市の排水同意は手続き中で許可見込み有と確認しております。また、土地改良区からの意見書については、現在土地改良区に対して申請中とのことですが、10,000m<sup>2</sup>を超える案件については、土地改良区の処理の都合により、意見書を出すまで時間がかかるとのことであり、現時点で意見書は届いておりません。ただし、担当より土地改良区の方に連絡し、問題なく申請がされていることを確認しております。周辺の状況については、東側農道を挟み田、西側農道を挟み公衆用道路、南側農道を挟み公衆用道路、北側田及び農道水路を挟み道路となっております。同意書については、一部取得することができなかつたとのことで被害防除計画書の提出がありますので、当日配布資料2ページをご覧ください。現地確認では日照通風等に影響はなく、周辺営農に支障を及ぼすことはなく、被害防除計画は妥当であると考えております。最後に、他法令については開発許可が許可見込みありと確認、道

	<p>路工事許可及び道路占用許可が許可見込み有と確認しております。18号の説明は以上です。</p>
会長	<p>事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>ないようございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)</p> <p>はい、そのように取り扱いをいたします。</p> <p>(田岡委員 入室)</p> <p>事務局残りの説明をお願いします。</p>
弘田局長	<p>受付番号16号です。別紙は2ページです。申請地は稻生の田479m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定により農家住宅への転用です。申請地の選定理由は子の成長に伴い現住居が手狭になってきたことと、親族との相互扶助のためです。申請地の農地区分については、10ha以上の集団農地に属するため第1種農地に該当し、原則転用許可ができない農地ですが、農地法施行規則第33条第4号の集落の接続に該当し立地基準を満たすものと考えます。続いて土地利用計画図の説明に移ります。別紙3ページをお願いします。配置は図の通りです。造成計画については、嵩上げ等はなし、整地計画については土のままで整地のみ、進入計画については東側市道から、排水計画については、雨水は自然浸透及び集水枠を経て東側道路側溝に排水、汚水は浄化槽を経由し東側道路側溝に排水する計画で、地元より排水に差し支えない旨の意見を得ており、現在市の排水同意を手続き中です。周囲の状況については、東側市道、西側同意のある農地、南側同意のある農地、北側農道となっており、現地確認でも周辺営農に支障はないものであると判断しております。他法令については開発許可不要と確認しております。受付番号16号の説明は以上です。</p> <p>次に受付番号17号です。別紙は4ページです。申請地は小籠の田193m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定により農家住宅への転用です。申請地の選定理由は、実家の近くであり相互扶助を図れるほか、農機具を借りやすいため、とのことです。申請地の農地区分については、土佐電交通小籠通りから概ね300m以内の農地にあるため第3種農地に該当し立地基準を満たすものと考えます。続いて土地利用計画図の説明に移ります。別紙5ページをお願いします。配置は図の通りです。造成計画については嵩上げ等はなし、整地計画については土のままで整地、進入計画については南側市道から、排水計画については、雨水は南側市道側溝に排水、汚水は浄化槽を経て南側市道側溝に排水する計画で、地元より排水に差し支えない旨の意見を得ており、現在市の排水同意を手続き中です。また、土地改良区より転用に差し支えない旨の意見書の提出があります。周囲の状況については、東側同意のある農地、西側同意のある農地、南側市道、北側申請人所有地となっており、現地確認でも周辺営農に支障はないものであると判断しております。最後に、他法令については開発許可不要と都市整備課に確認しております。受付番号17号の説明は以上です。</p>

受付番号 19 号です。別紙は 8 ページです。申請地は上野田の田 198 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定により個人住宅への転用です。申請地の選定理由は子の成長に伴い現住居が手狭になってきたことと、親族との相互扶助のためです。申請地の農地区分については、10 ha 以上の集団農地に属するため第 1 種農地に該当し、原則転用許可ができない農地ですが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の集落の接続に該当し立地基準を満たすものと考えます。続いて土地利用計画図の説明に移ります。別紙 9 ページをお願いします。配置は図の通りです。造成計画については、表土を 0.2m 切り取り、0.38m 盛土をします。整地計画については建物以外の部分を砂利敷き、進入計画については南側市道から進入します。排水計画については、雨水は敷地南側にある既存排水管を通して南側市道側溝に排水、污水は浄化槽を経由し、北側にある本家の水路側溝を利用して北側水路に排水する計画で、地元より排水に差し支えない旨の意見を得ており、現在市の排水同意を手続き中です。周囲の状況については、東側申請人所有地、西側宅地、南側市道を挟み同意のある農地、北側申請人所有地となっており、現地確認でも周辺営農に支障はないものであると判断しております。最後に、他法令については開発許可の許可見込み有と都市整備課に確認しております。受付番号 19 号の説明は以上です。

会長

事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。

(質問・意見なし)

ないようでございますので、農地法第 5 条第 3 項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、そのように取り扱いをいたします。続きまして議案第 3 号、南国市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記の計画で差し支えないか審議願います。令和 5 年 7 月 7 日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。まず初めに、受付番号 60 号は植野委員が関連する案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限につき退室をお願いします。

(植野委員 退室)

事務局説明をお願いします。

清岡次長

農用地利用集積計画について説明します。議案書は 14 ページ、受付番号 60 号です。借人は 68 歳。申請地は、上末松の田で、3 年の賃借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は 10 aあたり 8,000 円を口座振込するというものです。ご審議よろしくお願ひいたします。

会長

事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。そのように取扱いをいたします。

(植野委員 入室)

	<p>次に、受付番号 67 号は金田委員の案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限につき退室をお願いします。</p> <p>(金田委員 退室)</p> <p>事務局説明をお願いします。</p>
清岡次長	<p>19 ページの 67 号です。借人は 47 歳。申請地は、植田と久礼田の田で、4 年 5か月の賃借権を設定して、水稻と玉ネギを作るというものです。賃料は 10a あたり米 60 kg を物納及び相当分を現金で支払うというものです。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)</p> <p>はい。そのように取扱いをいたします。</p> <p>(金田委員 入室)</p> <p>次に、受付番号 71 号は山本委員の案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限につき退室をお願いします。</p> <p>(山本委員 退室)</p> <p>事務局説明をお願いします。</p>
清岡次長	<p>22 ページの 71 号です。借人は 66 歳。申請地は、十市の畠で、5 年の賃借権を設定して野菜を作るというものです。賃料は、10a あたり米 60 kg 相当の金額を現金で支払うというものです。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)</p> <p>はい。そのように取扱いをいたします。</p> <p>(山本委員 入室)</p> <p>事務局、残りの案件をお願いします。</p>
清岡次長	<p>14 ページに戻っていただきまして、59 号です。借人は 44 歳。申請地は、立田の田で、5 年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、10a あたり 5,000 円を口座振込するものです。</p> <p>15 ページ、61 号です。借人は 42 歳。申請地は、下末松の田で、5 年の賃借権を更新して野菜を作るというものです。賃料は、10a あたり 9,000 円を口座振込するものです。</p> <p>62 号です。借人は 74 歳。申請地は、三畠の田で、5 年の使用賃借権を設定して水稻を作るというものです。</p> <p>63 号です。借人は 57 歳。申請地は、田村の田で、5 年の使用賃借権を設定して水稻を作るというものです。農地中間管理事業は以上です。</p>

議案書17ページの64号と65号は、農業公社の農地売買等事業による所有権移転です。譲渡人から一度農業公社が買い受けて、その後、担い手に売り渡しされるものです。申請地は、64号、65号ともに大塙の田で、売買価格につきましては、議案書のとおりです。

議案書19ページ、66号と22ページの72号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は農地所有適格法人です。申請地は、立田の田で、3年の賃貸借権を設定して、水稻等を作るというものです。賃料は、10aあたり5,000円を振込するというものです。

68号です。借人は65歳。申請地は、岡豊町中島と岡豊町常通寺島の田で、4年9か月の賃借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。

69号と70号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は47歳。申請地は、浜改田と十市の畑で、69号が2年、70号が5年の賃借権を設定して、ピーマンを作るというものです。賃料は、69号が2筆で20,000円、70号が1筆で10,000円を現金で支払うというものです。

23ページ、73号です。借人は56歳。申請地は、岡豊町定林寺の田畑で、5年の賃借権を更新して、人参を作るというものです。賃料は、4筆で8,000円を現金で支払うというものです。

74号です。借人は70歳。申請地は、岡豊町中島の田で、5年の賃借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。

75号です。借人は68歳。申請地は、西山の田で、10年の賃借権を更新して、タバコと水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり9,000円または10,000円を口座振込するというものです。

76号です。借人は29歳。申請地は、大塙の田畑で、1年の賃借権を更新して、ナスを作るというものです。賃料は、4筆で10,000円を現金で支払うというものです。

77号です。借人は25歳。申請地は、岡豊町吉田の田で、3年の使用貸借権を設定して水稻を作るというものです。

78号です。借人は72歳。申請地は、十市の畑で、3年の使用貸借権を更新して、シシトウを作るというものです。以上、59号から78号まで、ご審議よろしくお願ひいたします。

事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。  
(質問・意見なし)

ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。  
(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。そのように取扱いをいたします。続きまして議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について、農地法第33条第1項に該当する農地について、農地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理事業の

会長

	<p>推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、公益財団法人高知県農業公社に対し要請してよいか審議を願います。令和5年7月7日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。事務局、説明をお願いします。</p>
清岡次長	<p>高知県農業公社への要請について説明します。前回の総会で、この議案が南国市利用集積計画の審議ではなく、公社へ促進計画を要請してよいかの審議となっていることについて、説明をさせていただきましたが、再度、簡単に説明いたします。農業経営基盤強化促進法等の改正により、公社が行う中間管理事業につきましても改正がされており、これまでの集積計画や配分計画が、利用促進計画に改まりました。今回の議案は、借り手であった農地所有適格法人が一般法人に変更となったため、一度解約し、一般法人の内容で再契約をするものです。ですので、公社が借り手に貸し付ける行為、再配分をすることについて、利用促進計画として農業委員会から公社へ要請するというものになります。</p> <p>それでは、議案の説明に入らせていただきます。議案書28ページをご覧ください。2号から4号まで、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、一般法人です。農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、東崎の田計13筆で、期間は2号が令和16年1月9日まで、3号と4号が令和17年9月8日までの賃借権を設定して、野菜を作るというものです。賃料は、2号の地番309番が10aあたり21,008円、それ以外の12筆は10aあたり10,000円を振込するというものです。以上ご審議お願いいたします。</p>
会長	<p>事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。(質問・意見なし)</p> <p>ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)</p> <p>はい。そのように取扱いをいたします。続きまして、議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者証明願を受理しましたので審議願います。事務局、説明をお願いします。</p>
清岡次長	<p>相続税の納税猶予に関する適格者証明願について説明いたします。議案書は30ページです。相続税は相続財産を取得した際に支払うことになりますが、相続した財産が農地で、相続人が農業を継続する場合は、租税特別措置法により農地の相続税猶予の特例をうけることができます。お手元にこの制度の概要を示した資料をお配りしておりますので、併せてご覧ください。制度の適用を受けるためには、人の要件と土地の要件があります。主なケースをあげますと、人の要件は、ざっくりした説明になりますが、被相続人、相続人ともに農業を営んでいること。土地の要件は、市街化区域とそれ以外の調整区域などで異なりまして、市街化農地の場合は自作で20年農業を継続した場合に、税が免除されます。一方、市街化調整区域の農地の場合は、自作または法による貸付などで終身、亡くなるまで農業継続をした場合は、税が免除されます。仮に、20年や終身が満了するまでに、転用したり売渡したりなどして、途中で農業継続をやめてしまった場合は、納税額に利子税を加算して支払うことになります。相続人が制度の適用を受</p>

けるには、税務署に申告をする必要があり、この申告書に農業委員会が発行する適格者証明書を添付することになっています。

それでは議案の説明をさせていただきます。まず最初に、申請面積の修正をさせてください。昨日申請人から連絡がありまして、申請地の1筆を申請からはずしたいとの申出がありました。はずすのは31ページの表の9筆あるうち、一番下の●●の田 $168\text{ m}^2$ になりますので、この筆の分を減じまして、受理面積が変更になります。田 $1,348\text{ m}^2$ から $1,180\text{ m}^2$ になり、合計は $2,793\text{ m}^2$ から $2,625\text{ m}^2$ に変更になります。議案書の修正が間に合わず、申し訳ございません。

内容に入ります。本案件は養父の死亡により、養子が農地を相続するにあたり、適格要件に該当する旨の証明書の発行について、承認を求めるものです。詳細については、31ページをご覧ください。適用を受けようとする農地は、大塙の田畠8筆で計 $2,625.00\text{ m}^2$ です。適格者の要件を確認します。まず、被相続人の要件は、死亡の日まで農業を行っていた者となっています。表の右端の摘要欄をご覧ください。被相続人は、令和4年11月に亡くなっていますが、死亡の日まで農業経営を行っています。次に、相続人の要件です。相続人の要件は、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められるものとなっています。相続人は、被相続人が亡くなる前から現在まで、家族で適用地を耕作を続けており、現地を確認したところ、現地には柿や柚子などの果樹を中心に、その他野菜などが栽培されていました。自宅も近く、トラクター、耕うん機、噴霧器などの機械も所有しており、今後も引き続き、果樹と野菜を栽培することです。よって、要件を満たしていると思われます。

以上、被相続人及び相続人を、租税特別措置法第70条の6第1項の規程の適用を、受ける者として承認してよろしいかご審議をお願いいたします。

会長

事務局より説明がありました。何かご意見ご質問はありませんか？

(質問・意見なし)

ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。そのように取扱いをいたします。お諮りいたします。「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」と「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」については、この案で承認してよろしいでしょうか？

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございました。以上で議案は終了しました。議案外についてはお目通し願います。

(午後2時45分終了)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和 5 年 8 月 8 日

会長

寶 岡 利 明

議事録署名委員

金 田 善 充

議事録署名委員

山 本 修 平